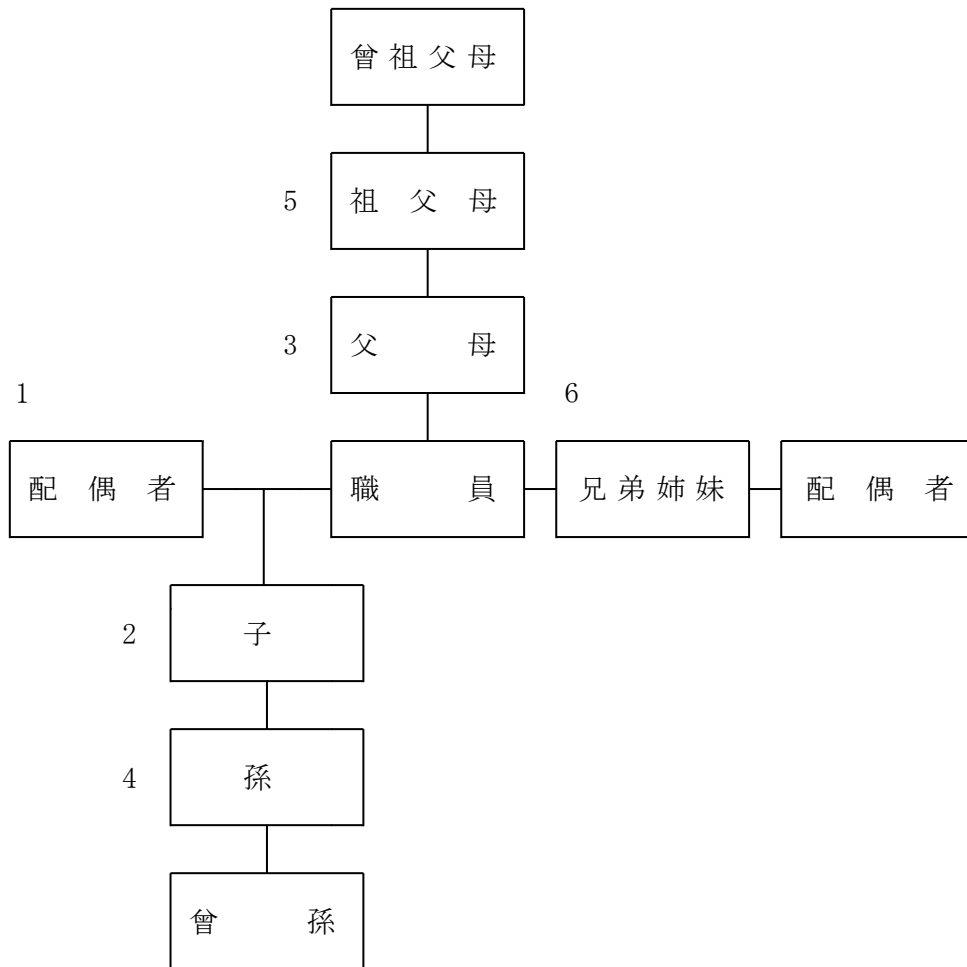


(12) 遺族の範囲及び順位 (条例第2条の2)

○ 第1項



※ 遺族が配偶者以外の場合、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた遺族が上記番号より優先される (該当する遺族が複数いる場合は上記の番号順)

○ 第2項

父母の場合 ①養父母 ②実父母

祖父母の場合 ①養父母の父母 ②実父母の父母 ③父母の養父母
④父母の実父母

○ 第3項

同順位者が二人以上の場合には、その人数によって等分支給する。

○ 第4項

遺族から排除される者

① 職員を故意に死亡させた者

② 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(13) 退職手当の支給制限・返納等

① 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる場合（条例第12条及び第14条）全部を支給しないのが原則（運用方針）

（イ）懲戒免職等処分を受けて退職をした場合

（ロ）地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした場合

（ハ）刑事事件（退職後の起訴の場合は、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合

（ニ）退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為で再任用職員に対する免職処分の場合

（ホ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた場合（再任用職員を除く。）

◎ 提出書類（通常退職手当の請求書類一式の外に）

- ・ 退職手当支給制限等に関する報告書（別記様式第1号）
- ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）

② 一般の退職手当の差止め処分を行うものとする場合（条例第13条第1項）

（イ）起訴後、刑確定前退職の場合（基礎在職期間中の行為に限定していない。）

（ロ）退職後基礎在職期間中の行為で起訴された場合

③ 差止め処分を行うことができる場合（条例第13条第2項）

（イ）基礎在職期間中の行為で逮捕された場合

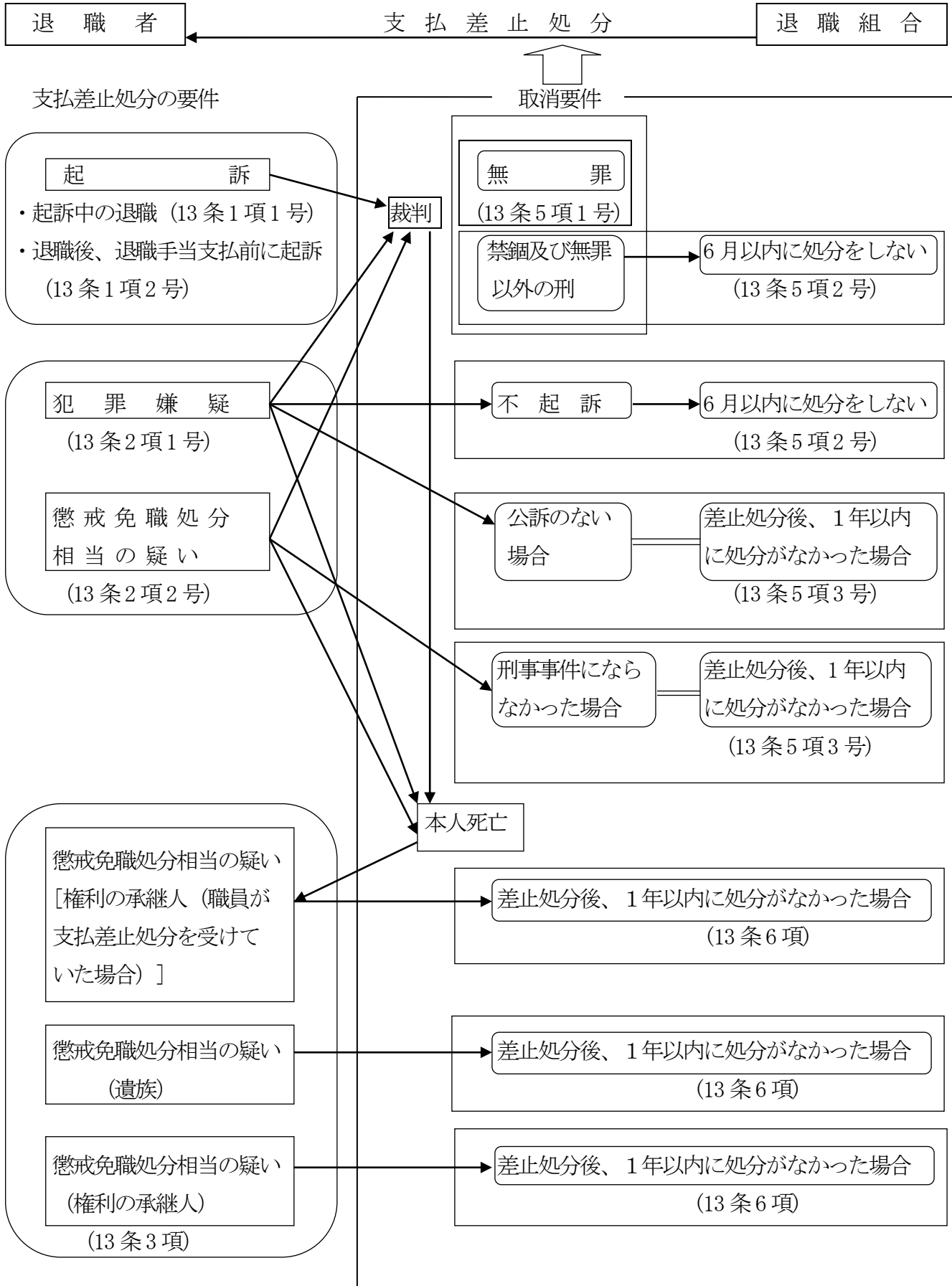
（ロ）懲戒免職等処分機関が、犯罪があると思料し、組合長が差止め処分を必要と認めた場合

（ハ）懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があると思料した場合

◎ 提出書類（通常退職手当の請求書類一式の外に）

- ・ 退職手当支払差止めに関する状況報告書（別記様式第2号）
- ・ その他参考になる資料

支払差止めについて

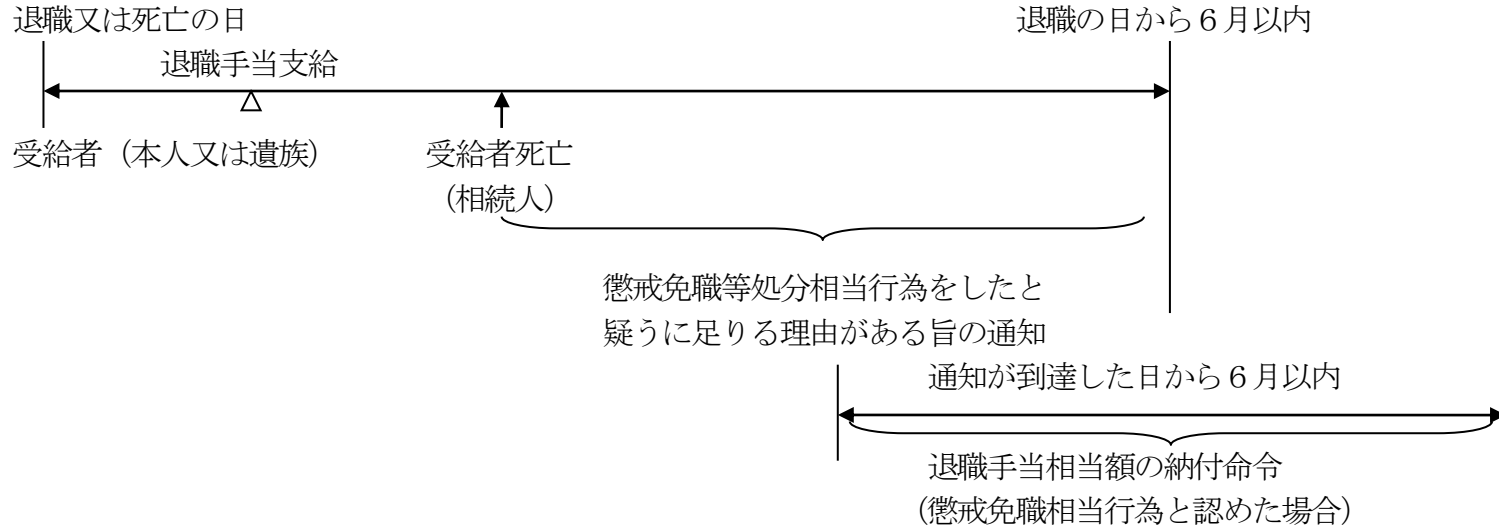


※別記様式第2号で報告

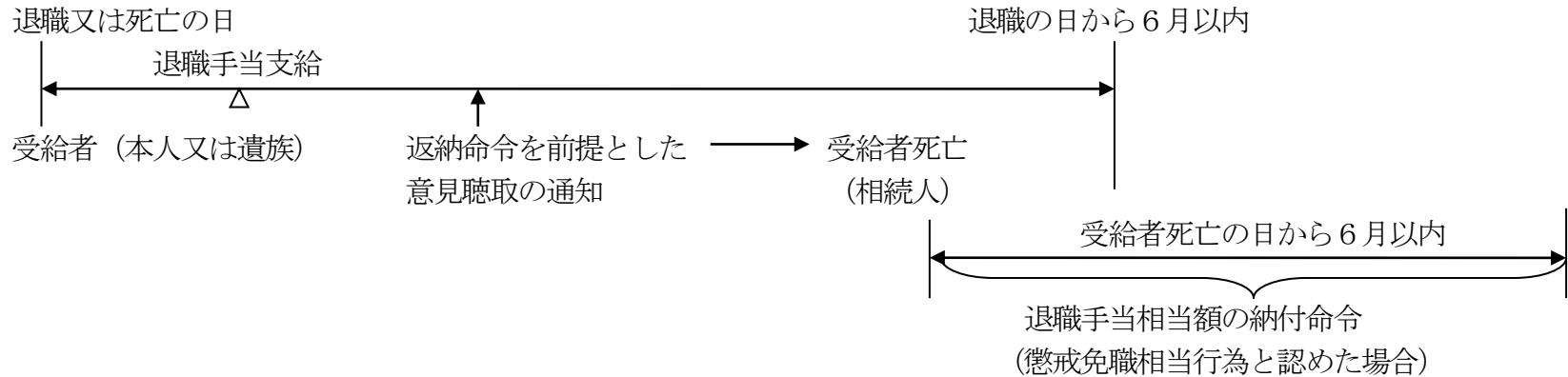
- ④ 一般の退職手当等の全部又は一部の返納（納付）を命ずる処分を行うことができる場合
- ・ 対退職者（条例第15条）
 - (イ) 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ロ) 退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員に対する免職処分の場合
 - (ハ) 懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合（再任用職員を除く。退職の日から5年以内に限る。）
 - ・ 対退職者の遺族（条例第16条）
 - 懲戒免職等処分機関が、退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合（退職の日から1年以内に限る。）
 - ・ 対退職手当受給者の相続人（退職の日から6月以内に通知を行った場合等で受給者の死亡の日から6月以内に限る。）（条例第17条）
 - (イ) 退職後基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後死亡した場合
 - (ロ) 退職後退職手当算定の基礎となる在職期間中の行為での再任用職員の免職処分を受けた後死亡した場合
 - (ハ) 懲戒免職等処分機関が、退職後に死亡した受給者を退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めた場合
- ◎ 提出書類
- ・ 退職手当の返納処分等に関する報告書（別記様式第3号）
 - ・ その他参考になる資料（発令の写・処分説明書等）

相続人に対する退職手当相当額納付命令の取扱い

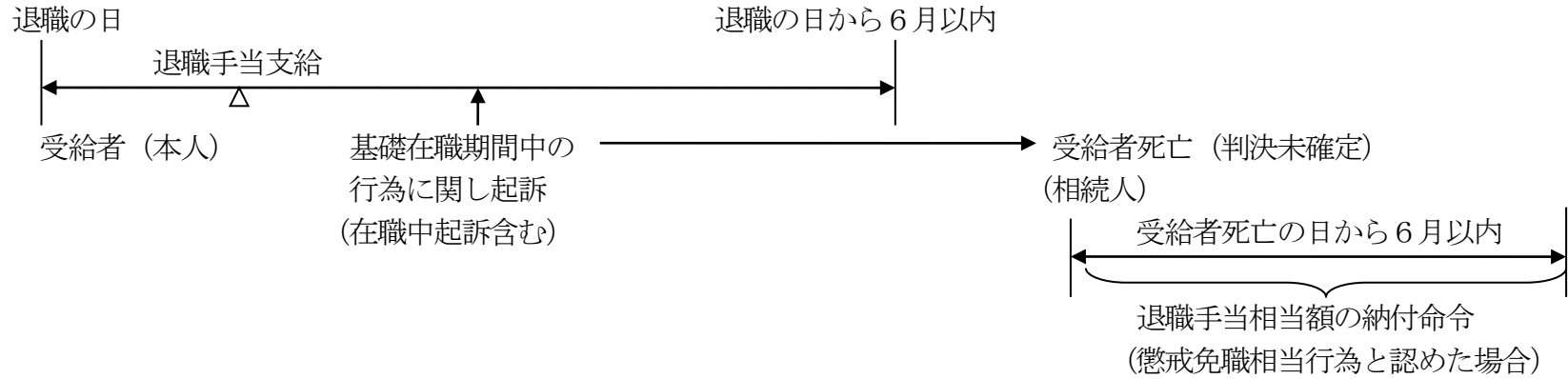
【条例第17条第1項】(同条第2項から第5項までに規定する場合を除く)



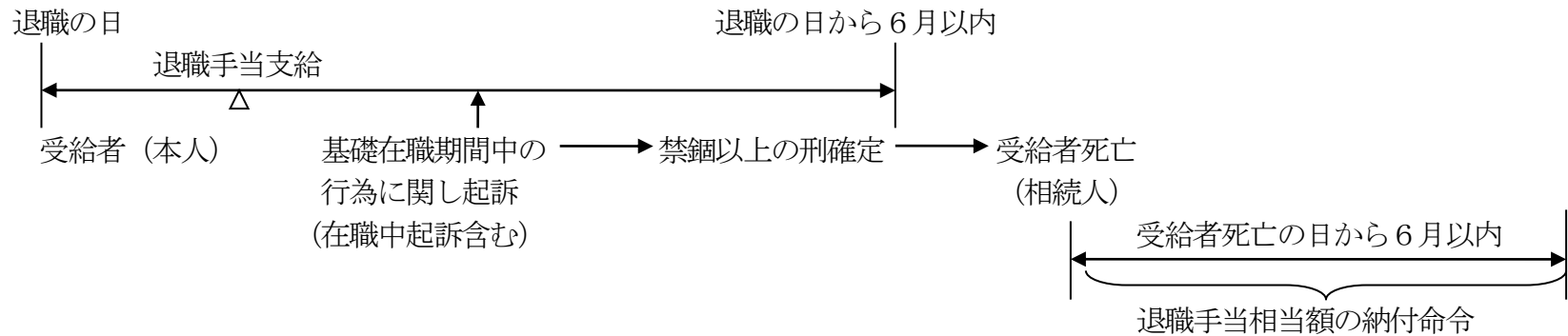
【条例第17条第2項】(同条第3項から第5項までに規定する場合を除く)



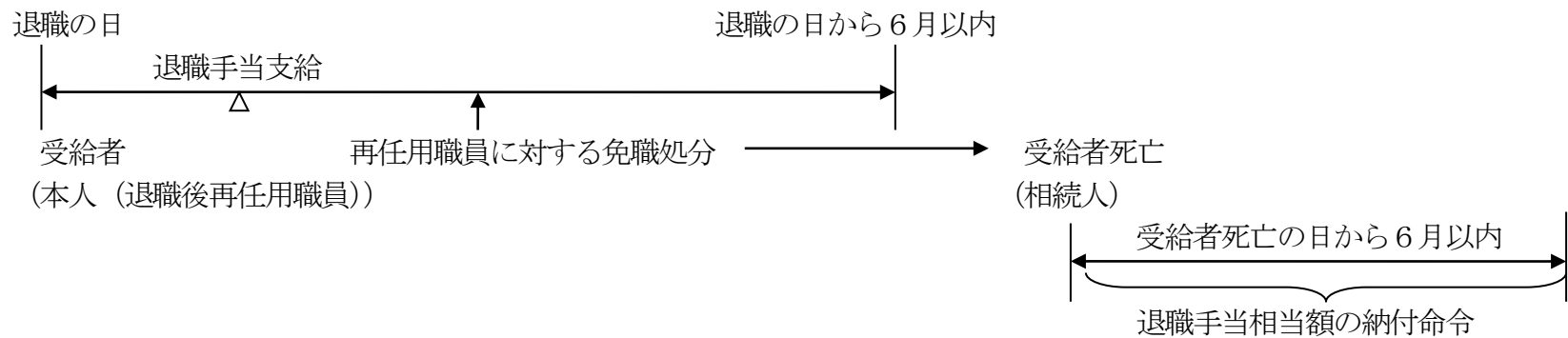
【条例第17条第3項】



【条例第17条第4項】



【条例第17条第5項】



処分時期等別支給制限・返納等の処分内容

処分時期等	市町村等の処分内容	説明事項	本人等の存否	報告様式	説明事項	組合の処分内容	
退職時	懲戒免職等処分を受けた		本人健在	別記様式第一号		本人に支給制限処分(12条1項1号)	
			本人死亡			権利承継した者に支給制限処分(12条1項1号)	
	本人健在		本人に支給制限処分(12条1項2号)				
	本人死亡		権利承継した者に支給制限処分(12条1項2号)				
退職後支払前	禁錮以上の刑を受けた	本人健在	本人に支給制限処分(14条1項1号)				
		本人死亡	権利承継した者に支給制限処分(14条1項1号)				
	再任用職員に対する免職処分を受けた	本人健在	本人に支給制限処分(14条1項2号)				
		本人死亡	権利承継した者に支給制限処分(14条1項2号)				
	懲戒免職処分相当と認めた	本人が権利者	本人健在	本人に支給制限処分(14条1項3号)			
			本人死亡	権利承継した者に支給制限処分(14条2項)			
		遺族が権利者	遺族健在	遺族に支給制限処分(14条2項)			
			遺族死亡	遺族の権利承継した者に支給制限処分(14条2項)			
支払を受けたものに対して	禁錮以上の刑を受けた		本人健在	別記様式第三号		本人に返納命令処分(15条1項1号)	
			本人死亡			相続人に納付命令処分(17条4項)	
	再任用職員に対する免職処分を受けた		本人健在		本人に返納命令処分(15条1項2号)		
			本人死亡		相続人に納付命令処分(17条5項)		
	懲戒免職処分相当と認めた		本人に支払われている		本人健在	本人に返納命令処分(15条1項3号)	
					本人死亡	本人に手続をしていなかった	相続人に納付命令処分(17条1項)
						懲戒免職処分相当と認める手続をしていた	相続人に納付命令処分(17条2項)
					遺族に支払われている	遺族健在	相続人に納付命令処分(17条3項)
			遺族死亡			遺族に手続をしていなかった	相続人に納付命令処分(17条1項)
						懲戒免職処分相当と認める手続をしていた	相続人に納付命令処分(17条2項)
			権利承継した者に支払われている				権利承継した者に返納命令処分(16条1項)

(14) 退職手当審査会（条例第18条）

退職手当審査会に諮問しなければならない退職手当の支給制限等の処分

- ① 懲戒免職等処分機関が退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたことによる処分（条例第14条第1項第3号（対退職者）若しくは第2項（対遺族））
- ② 退職者への返納命令（条例第15条第1項）
- ③ 遺族への返納命令（条例第16条第1項）
- ④ 退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の納付命令（条例第17条第1項から第5項）

(15) その他

① 地方自治法第252条の17第3項の規定に基づく派遣職員

給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣した団体の負担となる。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

② 退職手当の支給されない場合

- (イ) 一般職で勤続6か月未満の自己都合等、任用期間満了及び任期満了により退職した場合
- (ロ) 死亡退職し、遺族が誰もいない場合
- (ハ) 退職した日、又は翌日付けで再び定数内職員となった場合

③ 退職手当請求権の時効

- (イ) 一般職の場合は労働基準法第115条により5年となる。
- (ロ) 特別職の場合は地方自治法第236条により5年となる。

④ 退職手当債権の譲渡又は質入

- (イ) 準則及び組合条例では、退職手当の給付を受ける権利について、譲渡又は担保に供することを禁止する明文の規定はない。
- (ロ) 最高裁の判例では、譲渡性を否定はしていない、又譲渡性を否定していない以上、質入も有効になしうるとしている。
- (ハ) 退職手当請求権が有効に質入された場合であっても、労働基準法により退職者に直接支払わなければならない。
- (ニ) 質権者は、民事訴訟法の執行方法による場合でなければ直接請求することができない。

⑤ 退職手当金の差押え

民法第366条の規定による強制執行により質権の実行がなされる。この場合には、組合は第三債務者となり、債務者に代わって支払いする。（市町村等に給料の差押えがされた場合は、差押え内容をよく確認し、退職手当も含んでいる場合は、そのままにせず必ず裁判所又は債権者にその旨を連絡すること。）

⑥ 給与改定に伴う退職手当の差額支給

- (イ) 退職者の給与改定の報告は、組合より送付される「退職者の給改差額報告書」にて別途作成して、すみやかに報告すること。
- (ロ) 上記の報告は、退職者の退職日における給改報告のみとする。ただし、全職員の「給改差額報告書」には、退職者についても再び報告し、その場合は給改期間の全部を記載しなければならない。
- (ハ) 「退職者の給改差額報告書」による確認後、退職手当の差額分を支給する。

退職事由別支給割合表

勤続年数 退職事由	自己都任 20年以上 期間満了 懲戒免職 等	公務外傷病 20年未満 期間満了	任期満了 応募認定(1号)注1 公務外死亡 通勤災害傷病	応募認定(2号)注2 公務上傷病 公務上死亡 整理 ※()最低保障
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555(3.6)
2	1.0044	1.674	1.674	2.511(4.5)
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665(5.4)
4	2.0088	3.348	3.348	5.022(5.4)
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912	10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568	11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224	12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788	12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143	14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671	15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199	16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727	18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695	19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435	21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175	23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915	24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655	26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709
41	45.7839	45.7839	47.709	47.709
42	46.7883	46.7883	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709

注1 応募認定(1号) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として行われた募集

注2 応募認定(2号) 勤務公署の移転を円滑に実施することを目的として行われた募集

退職手当計算例

(支給率は一般職62頁、特別職は例規集60頁参照)

〔例1〕自己都合退職(条例第3条)の場合

生年月日	昭和54年1月15日	
就職年月日	平成13年4月2日	
退職年月日	令和4年8月10日	勤続期間21年5ヶ月
退職日給料月額	343,400円	
調整額の区分	第5号区分(36月) 第6号区分(24月)	

基本額 343,400円(退職日給料月額) × 21.3435ヶ月(支給率) = 7,329,357円 (1円未満切捨て)
調整額 (27,100円 × 36月 + 21,700円 × 24月) × 1/2 = 748,200円
退職手当額 7,329,357円 + 748,200円 = 8,077,557円

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例2〕自己都合退職(条例第5条)の場合

生年月日	昭和38年12月12日	
就職年月日	昭和54年4月1日	
退職年月日	令和4年10月1日	勤続期間43年7ヶ月
退職日給料月額	390,700円	
調整額の区分	第5号区分(60月)	

基本額 390,700円(退職日給料月額) × 47.709ヶ月(支給率) = 18,639,906円 (1円未満切捨て)
調整額 27,100円 × 60月 = 1,626,000円
退職手当額 18,639,906円 + 1,626,000円 = 20,265,906円

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例3〕通勤災害傷病退職(条例第4条)の場合

生年月日	昭和52年7月15日	
就職年月日	平成13年4月1日	
退職年月日	令和5年3月31日	勤続期間22年0ヶ月
退職日給料月額	342,000円	
調整額の区分	第5号区分(12月) 第6号区分(48月)	

基本額 342,000円(退職日給料月額) × 27.934875ヶ月(支給率) = 9,553,727円 (1円未満切捨て)
調整額 27,100円 × 12月 + 21,700円 × 48月 = 1,366,800円
退職手当額 9,553,727円 + 1,366,800円 = 10,920,527円

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例4〕 応募認定退職(条例第5条)の場合

生年月日 昭和39年11月28日 (58歳)
就職年月日 昭和63年3月15日
退職年月日 令和5年3月31日 勤続期間35年1ヶ月
退職日給料月額 401,100円
調整額の区分 第3号区分(48月) 第4号区分(12月)

算定基礎給料月額 401,100円 × {1 + (3% × 2年)} = 425,166円

基本額 425,166円(退職日給料月額) × 47.709ヶ月(支給率) = 20,284,244円(1円未満切捨て)

調整額 43,350円 × 48月 + 32,500円 × 12月 = 2,470,800円

退職手当額 20,284,244円 + 2,470,800円 = 22,755,044円

※支給率には、調整率83.7/100を含む。

〔例5〕 特別職(町長)の公務外傷病退職(条例第5条の5)の場合

就職年月日 令和2年6月12日
退職年月日 令和5年3月15日 勤続月数34ヶ月
退職日給料月額 699,000円

699,000円(退職日給料月額) × 45.5/100(支給率) × 34月 × 125/100(割増)

= 13,516,912円(1円未満切捨て)

退職手当の税金

退職手当にかかる税金は、長年の功労に報いるため、ほかの所得より軽くなるように配慮されています。支給金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引き、その残金額の2分の1（勤続年数6年以上の者に限る。）に対して税率を掛けて計算します。

退職所得にかかる税金は分離課税扱いとなっており、他の所得とは切り離して計算します。したがって、退職所得については通常「確定申告」をする必要はありません。しかし、その年に所得税減税の特例措置等がある場合は、確定申告をすることにより納付した所得税が還付されることがあります。

なお、死亡退職の場合には、国税及び地方税が課税されず、相続税の対象となります。

退職手当に係る税額の求め方

勤続年数5年以下

◆国 税◆

$$\boxed{\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{課税退職所得金額}} \xrightarrow{\text{別表1}} \boxed{\text{源泉徴収税額}} \\ \text{1円未満切捨て}$$

別表2

1,000円未満切捨て

◆地方税◆

$$\boxed{\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

退職所得控除後の金額	×	税 率		=	特別徴収税額	
		市町村民税	県民税		市町村民税額	県民税額
		6%	4%			

100円未満切捨て

勤続年数6年以上

◆国 税◆

$$\boxed{\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得金額}} \xrightarrow{\text{別表1}} \boxed{\text{源泉徴収税額}} \\ \text{1円未満切捨て}$$

別表2

1,000円未満切捨て

◆地方税◆

$$\boxed{\text{退職手当の金額} - \text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

退職所得控除後の金額	×	税 率		=	特別徴収税額	
		市町村民税	県民税		市町村民税額	県民税額
		6%	4%			

100円未満切捨て

税 額 の 計 算 例

[例4の場合]

◆国 税◆

$$(22,755,044 \text{ 円} - 19,200,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 1,777,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

$$1,777,000 \text{ 円} \times 5\% \times 102.1\% = \underline{90,715 \text{ 円}} \text{ (1 円未満切捨て)}$$

◆地方税◆

$$(22,755,044 \text{ 円} - 19,200,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 1,777,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

- ・市町村民税 $1,777,000 \text{ 円} \times 6\% = \underline{106,600 \text{ 円}}$ (100 円未満切捨て)
- ・県民税 $1,777,000 \text{ 円} \times 4\% = \underline{71,000 \text{ 円}}$ (100 円未満切捨て)

税額合計 $90,715 \text{ 円} + 106,600 \text{ 円} + 71,000 \text{ 円} = \underline{268,315 \text{ 円}}$

[例5の場合]

◆国 税◆

$$13,516,912 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円 (障害)} = 11,316,000 \text{ 円 (1,000 円未満数切捨て)} \quad \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

$$(11,316,000 \text{ 円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = \underline{2,244,443 \text{ 円}} \text{ (1 円未満切捨て)}$$

◆地方税◆

$$13,516,912 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円 (障害)} = 11,316,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

- ・市町村民税 $11,316,000 \text{ 円} \times 6\% = \underline{678,900 \text{ 円}}$ (100 円未満切捨て)
- ・県民税 $11,316,000 \text{ 円} \times 4\% = \underline{452,600 \text{ 円}}$ (100 円未満切捨て)

税額合計 $2,244,443 \text{ 円} + 678,900 \text{ 円} + 452,600 \text{ 円} = \underline{3,375,943 \text{ 円}}$

別表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195 万円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	((A) × 10% - 97,500 円) × 102.1%
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	((A) × 20% - 427,500 円) × 102.1%
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	((A) × 23% - 636,000 円) × 102.1%
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	((A) × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	((A) × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	((A) × 45% - 4,796,000 円) × 102.1%

※令和19年12月31日まで復興特別税 (2.1%) が課税されます。(1 円未満切捨て)

別表2 勤続年数別退職所得控除額

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
2年以下	80万円	17年	680万円	32年	1,640万円
3年	120万円	18年	720万円	33年	1,710万円
4年	160万円	19年	760万円	34年	1,780万円
5年	200万円	20年	800万円	35年	1,850万円
6年	240万円	21年	870万円	36年	1,920万円
7年	280万円	22年	940万円	37年	1,990万円
8年	320万円	23年	1,010万円	38年	2,060万円
9年	360万円	24年	1,080万円	39年	2,130万円
10年	400万円	25年	1,150万円	40年	2,200万円
11年	440万円	26年	1,220万円	41年	2,270万円
12年	480万円	27年	1,290万円	42年	2,340万円
13年	520万円	28年	1,360万円	43年	2,410万円
14年	560万円	29年	1,430万円	44年	2,480万円
15年	600万円	30年	1,500万円	45年	2,550万円
16年	640万円	31年	1,570万円	1年毎に70万円を加算	

(障害に該当する場合は、100万円加算)

別表3 税額早見表

勤続5年以下

退職所得 控除後の金額	源泉徴収税 (復興特別税含む)	市町村民税	県民税	税額合計
1,000,000円	51,050円	60,000円	40,000円	151,050円
2,000,000	104,652	120,000	80,000	304,652
3,000,000	206,752	180,000	120,000	506,752
4,000,000	380,322	240,000	160,000	780,322
5,000,000	584,522	300,000	200,000	1,084,522
6,000,000	788,722	360,000	240,000	1,388,722
7,000,000	994,454	420,000	280,000	1,694,454
8,000,000	1,229,284	480,000	320,000	2,029,284
9,000,000	1,464,114	540,000	360,000	2,364,114
10,000,000	1,801,044	600,000	400,000	2,801,044
11,000,000	2,137,974	660,000	440,000	3,237,974
12,000,000	2,474,904	720,000	480,000	3,674,904
13,000,000	2,811,834	780,000	520,000	4,111,834
14,000,000	3,148,764	840,000	560,000	4,548,764
15,000,000	3,485,694	900,000	600,000	4,985,694
16,000,000	3,822,624	960,000	640,000	5,422,624
17,000,000	4,159,554	1,020,000	680,000	5,859,554
18,000,000	4,496,484	1,080,000	720,000	6,296,484
19,000,000	4,904,884	1,140,000	760,000	6,804,884
20,000,000	5,313,284	1,200,000	800,000	7,313,284

勤続6年以上

退職所得 控除後の金額	源泉徴収税 (復興特別税含む)	市町村民税	県民税	税額合計
200,000 ^円	5,105 ^円	6,000 ^円	4,000 ^円	15,105 ^円
400,000	10,210	12,000	8,000	30,210
600,000	15,315	18,000	12,000	45,315
800,000	20,420	24,000	16,000	60,420
1,000,000	25,525	30,000	20,000	75,525
1,200,000	30,630	36,000	24,000	90,630
1,400,000	35,735	42,000	28,000	105,735
1,600,000	40,840	48,000	32,000	120,840
1,800,000	45,945	54,000	36,000	135,945
2,000,000	51,050	60,000	40,000	151,050
2,200,000	56,155	66,000	44,000	166,155
2,400,000	61,260	72,000	48,000	181,260
2,600,000	66,365	78,000	52,000	196,365
2,800,000	71,470	84,000	56,000	211,470
3,000,000	76,575	90,000	60,000	226,575
3,200,000	81,680	96,000	64,000	241,680
3,400,000	86,785	102,000	68,000	256,785
3,600,000	91,890	108,000	72,000	271,890
3,800,000	96,995	114,000	76,000	286,995
4,000,000	104,652	120,000	80,000	304,652
4,200,000	114,862	126,000	84,000	324,862
4,400,000	125,072	132,000	88,000	345,072
4,600,000	135,282	138,000	92,000	365,282
4,800,000	145,492	144,000	96,000	385,492
5,000,000	155,702	150,000	100,000	405,702
5,200,000	165,912	156,000	104,000	425,912
5,400,000	176,122	162,000	108,000	446,122
5,600,000	186,332	168,000	112,000	466,332
5,800,000	196,542	174,000	116,000	486,542
6,000,000	206,752	180,000	120,000	506,752
6,200,000	216,962	186,000	124,000	526,962
6,400,000	227,172	192,000	128,000	547,172
6,600,000	237,382	198,000	132,000	567,382
6,800,000	257,802	204,000	136,000	597,802
7,000,000	278,222	210,000	140,000	628,222
7,200,000	298,642	216,000	144,000	658,642
7,400,000	319,062	222,000	148,000	689,062
7,600,000	339,482	228,000	152,000	719,482
7,800,000	359,902	234,000	156,000	749,902
8,000,000	380,322	240,000	160,000	780,322
8,500,000	431,372	255,000	170,000	856,372
9,000,000	482,422	270,000	180,000	932,422
9,500,000	533,472	285,000	190,000	1,008,472
10,000,000	584,522	300,000	200,000	1,084,522

令和3年度

市町村等別給付費明細

市町村等名	第3条退職給付費		第4条退職給付費		第5条退職給付費		第5条の5退職給付費		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
黒石市	20	63,182,439	3	30,411,022	10	197,186,825	1	7,452,000	34	298,232,286
五所川原市	3	2,461,683	2	22,939,154	14	289,418,671	1	4,432,320	20	319,251,828
十和田市	28	52,917,759	1	18,136,144	16	359,946,285			45	431,000,188
三沢市	25	68,812,522	1	10,026,061	16	333,082,953	1	1,480,781	43	413,402,317
むつ市	3	437,766	1	14,535,629	11	220,655,373	1	8,776,800	16	244,405,568
つがる市	1	8,075,091	2	24,449,877	20	409,604,521			23	442,129,489
平川市	4	18,697,420			10	194,611,573	2	27,213,600	16	240,522,593
小計	84	214,584,680	10	120,497,887	97	2,004,506,201	6	49,355,501	197	2,388,944,269
平内町	13	6,528,253			2	42,336,527			15	48,864,780
外ヶ浜町	1	104,206			5	99,960,460	1	16,380,000	7	116,444,666
今別町	2	1,637,823			2	43,846,290	1	14,742,000	5	60,226,113
お田村	1	891,907			2	39,409,354	2	20,055,600	5	60,356,861
小計	17	9,162,189			11	225,552,631	4	51,177,600	32	285,892,420
鱒ヶ沢町	11	3,002,531			8	163,291,148	2	22,627,680	21	188,921,359
深浦町			2	20,732,454	8	163,126,076	1	7,275,840	11	191,134,370
板柳町	4	5,757,372			6	114,653,400	1	4,236,300	11	124,647,072
鶴田町	2	33,418,695			2	35,961,871			4	69,380,566
中泊町	1	100,774			3	61,648,244	2	22,318,320	6	84,067,338
小計	18	42,279,372	2	20,732,454	27	538,680,739	6	56,458,140	53	658,150,705
西目屋村			1	5,186,014	2	31,607,877			3	36,793,891
藤崎町					6	115,329,389	1	3,584,250	7	118,913,639
大鱒町	1	55,367			1	17,303,704			2	17,359,071
田舎館村	1	259,302			2	43,334,417	2	7,937,025	5	51,530,744
小計	2	314,669	1	5,186,014	11	207,575,387	3	11,521,275	17	224,597,345
野辺地町					6	127,932,332			6	127,932,332
七戸町	4	3,242,214			2	41,699,448	1	16,401,840	7	61,343,502
おいらせ町	2	240,118			2	54,523,446	1	14,501,760	5	69,265,324
横浜町	1	88,614			1	21,880,206			2	21,968,820
六戸町	6	33,892,851			1	21,989,937			7	55,882,788
東北町	4	1,182,207			3	64,488,675	3	26,077,905	10	91,748,787
六ヶ所村	6	21,168,685	1	3,739,320	10	218,583,567	1	4,592,700	18	248,084,272
小計	23	59,814,689	1	3,739,320	25	551,097,611	6	61,574,205	55	676,225,825
大間町	4	1,311,493			4	85,666,787			8	86,978,280
東通村	4	1,942,402			4	84,922,368	2	18,860,725	10	105,725,495
風間浦村	7	1,909,695			4	84,550,662	1	4,122,900	12	90,583,257
佐井村	1	530,574							1	530,574
小計	16	5,694,164			12	255,139,817	3	22,983,625	31	283,817,606

市 町 村 等 名	第3条退職給付費		第4条退職給付費		第5条退職給付費		第5条の5退職給付費		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
三 戸 町	29	11,014,315			3	50,252,363	1	7,746,480	33	69,013,158
五 戸 町	18	11,226,901	2	21,158,201	6	104,590,635	1	7,746,480	27	144,722,217
田 子 町	5	1,410,517			2	40,253,278			7	41,663,795
南 部 町	10	38,503,402			8	147,645,294	2	21,167,520	20	207,316,216
階 上 町	7	4,172,983			5	101,018,895	2	22,098,825	14	127,290,703
新 郷 村			1	11,543,054	2	42,900,879	2	21,167,520	5	75,611,453
小 計	69	66,328,118	3	32,701,255	26	486,661,344	8	79,926,825	106	665,617,542
北 部 上 北 広 域	15	50,822,006			11	218,860,499			26	269,682,505
下 北 医 療	43	43,498,115			9	175,410,090			52	218,908,205
中 部 上 北 広 域	2	751,049	2	25,400,629	1	19,812,249			5	45,963,927
下 北 広 域	2	26,234,794			4	91,219,218			6	117,454,012
上 北 教 育 福 祉	1	13,869,292			4	81,239,111			5	95,108,403
八 戸 地 域 広 域	4	18,359,414	1	4,097,342	6	139,765,504	1		11	162,222,260
五 所 川 原 消 防	3	1,768,897			4	84,519,887			7	86,288,784
十 和 田 地 域 広 域										
鱒 ヶ 沢 消 防	1	262,751			1	20,389,528			2	20,652,279
黒 石 清 掃					2	28,496,147			2	28,496,147
三 戸 環 境	1	177,778							1	177,778
西 北 五 広 域 福 祉	1	244,571			1	18,658,113			2	18,902,684
西 北 五 環 境			1	12,656,341	2	39,747,268			3	52,403,609
西 海 岸 衛 生			1	12,479,817	2	31,553,674			3	44,033,491
交 通 災 害 共 済										
市 町 村 事 務 組 合	2	1,080,734							2	1,080,734
退 職 手 当 組 合										
田 子 高 原 広 域										
青 森 地 域 広 域										
久 吉 ダ ム 水 道										
つ がる 西 北 五 広 域	40	25,343,883			13	260,269,008	1	8,640,000	54	294,252,891
小 計	115	182,413,284	5	54,634,129	60	1,209,940,296	1	8,640,000	181	1,455,627,709
合 計	344	580,591,165	22	237,491,059	269	5,479,154,026	37	341,637,171	672	6,638,873,421